

# 平成21年度自衛官募集

～募集説明会を開催します～

**【待遇】**

- ①身分：特別職国家公務員
- ②給料など
  - ▶防衛大学校学生＝学生手当：月額108,300円、入学金・授業料なし
  - ▶防衛医科大学校学生＝学生手当：月額108,300円、入学金・授業料なし
  - ▶航空学生＝初任給：月額159,500円（経験などにより異なります）
  - ▶看護学生＝初任給：月額159,500円（経験などにより異なります）
  - ▶一般曹候補生＝初任給：月額159,500円（経験などにより異なります）
  - ▶2等陸・海・空士＝初任給：月額159,500円（経験などにより異なります）特例退職手当あり
- ③賞与：6月・12月
- ④諸手当：各種手当があります（扶養・住居・通勤・単身赴任・地域など）
- ⑤休日：完全週休2日制、年次休暇、特別休暇など
- ⑥食事費など：食事・被服などは支給または貸与
- ⑦健康管理・災害補償：自衛隊病院、医療設備完備、公務災害補償
- ⑧福利厚生：防衛省共済組合施設その他、提携している保養施設などを利用できます。



◆自衛官募集説明会 平成22年度春（3月・4月）入隊予定自衛官などの受験者を対象とした説明会です。

【日時】 8月1日（土）①午前10時30分～ ②午後1時～ ③午後2時30分～

【場所】 迫公民館 2階 小会議室

【問い合わせ】 自衛隊宮城地方協力本部 登米地域事務所

〒987-0621 登米市中田町宝江黒沼字下道67番地5 ☎0220 (34) 2244

【URL】 <http://www.mod.go.jp/pco/miyagi/>（パソコン用）

<http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyuu/>（携帯端末用）

募集種目	資格	受付期間	試験期日
防衛大学校学生	推薦 高卒（見込み含む）21歳未満の者 （推薦については高等学校長の推薦などが必要です）	9月5日～9月9日	9月26日・27日
	一般 高卒（見込み含む）21歳未満の者 （自衛官は23歳未満）	9月7日～10月2日	1次 11月7日・8日 2次 12月15日～19日
防衛医科大学校学生	高卒（見込み含む）21歳未満の者	9月7日～10月2日	1次 10月31日・11月1日 2次 12月2日～4日
航空学生	高卒（見込み含む）21歳未満の者	8月1日～9月11日	1次 9月23日 2次 10月17日～22日 3次 11月14日～12月18日
看護学生	高卒（見込み含む）24歳未満の者	9月7日～10月2日	1次 10月24日 2次 11月21日・22日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月11日	1次 9月19日 2次 10月8日～15日
2等陸・海・空士	男子 18歳以上27歳未満の者	通年	受け付け時にお知らせします。
	女子 18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月11日	9月27日・28日

※予備自衛官補および自衛隊生徒については、お問い合わせください。

## 国立宮古海上技術短期大学校・国立清水海上技術短期大学校

～体験入学してみませんか～

- 【教育目的】 国内航路の船舶職員（船長、機関長、航海士、機関士）の養成
- 【修業年限】 2年間
- 【入学資格】 高等学校卒業または高等学校卒業以上の学力があると認められる人（平成22年3月高等学校卒業見込みの人を含む）

**【体験入学日程】**

コース	体験入学（体験型）	オープンキャンパス（見学型）
内容	実習体験・練習船体験乗船など （昼食付き）	1時間程度の見学ツアーと質疑応答、 授業風景・施設見学など
宮古校 実施日	7月11日（土） 7月25日（土） 9月5日（土）	随時、施設見学可能
清水校 実施日	7月18日（土） 9月5日（土）	10月17日（土）



**【宮古校・問い合わせ】**

国立宮古海上技術短期大学校 教務課  
〒027-0024 岩手県宮古市磯鶏2-5-10  
☎0193 (62) 5316  
FAX 0193 (62) 5440

【URL】 <http://www.miyakai.ac.jp/>

**【清水校・問い合わせ】**

国立清水海上技術短期大学校 教務課  
〒424-8678 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1  
☎054 (334) 0922  
FAX 054 (334) 3400

【URL】 <http://www.kaiin.ac.jp/shimizu/>

裁判所からのお知らせ

### 「少年犯罪によって被害を受けた人のための新しい制度」

少年犯罪によって被害を受けた人のために、平成20年12月15日から、新たに「少年審判の傍聴」と「審判状況の説明」の制度が設けられました。

**少年審判の傍聴**

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害など）や交通事件（自動車運転過失致死傷など）によって、被害を受けた人が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負ったり、被害を受けた人や遺族などは、申し出により、少年審判の傍聴が許される場合があります。

**審判状況の説明**

少年犯罪によって被害を受けた人や遺族などは、申し出により、審判期日で行われた手続き（審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果など）について説明を受けることができます。

**その他の被害を受けた人のための制度**

**事件記録の閲覧・コピー**

事件の記録を見たり、コピーしたりすることができます。

**審判結果の通知**

少年に対する処分結果などの通知を受けることができます。

**意見陳述**

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。

**【問い合わせ】** ▶仙台地方裁判所事務局総務課

☎022 (222) 6115

▶仙台家庭裁判所事務局総務課

☎022 (222) 4165 内線4613

【URL】 <http://www.courts.go.jp/>